

産科医療施設等整備事業費補助金交付要綱【案】

第1 趣旨

知事は、身近な地域で安心して子どもを生める場所を確保するため、産科医療施設等整備事業を行う産科医療施設等の開設者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において、「産科医療施設等整備事業」とは、産科医療確保事業の実施について（平成21年4月1日付け医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知）に基づき、産科医療施設等の開設者が施設又は設備の整備を行う事業をいう。
- (2) この要綱において、「産科医療施設等」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所^{べん}であって、分娩を取り扱うものをいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

別表に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 経費所要額調（様式第3号）
 - エ 収支予算書（様式第4号）
 - オ 資金状況調（様式第5号）
 - カ 施設の配置図、平面図、立面図、工事仕様書及び工事費内訳書（施設整備事業に限る。）
 - キ 機械、器具等備品の明細書（設備整備事業に限る。）
 - ク その他知事が別に定める書類
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 施設設備事業に係るものについては、補助事業の内容の変更をしようとする場合で、次のいずれかに該当するとき。
 - (イ) 建物の設置場所の変更（設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
 - (ロ) 建物の規模、構造又は用途の変更（機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

イ 設備整備事業に係るものについては、補助事業の内容の変更をしようとする場合で、次のいずれかに該当するとき。

(7) 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の10パーセント以内の変更を除く。）

(i) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（補助事業者が市町以外の者の場合は30万円以上）の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「政令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業に係る関係書類の保存については、次のア又はイのとおりとする。

ア 補助事業者が市町の場合

この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第6号による補助金調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、本文に規定する期間の経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は政令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならないこと。

イ 補助事業者が市町以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について関係書類を整理し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、本文に規定する期間の経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は政令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならないこと。

- (7) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない

いこと。

- (8) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (9) (1)から(8)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第7号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更経費所要額調（様式第3号）
- エ 変更収支予算書（様式第4号）
- オ 施設の配置図、平面図、立面図、工事仕様書及び工事費内訳書（施設整備事業に限る。）
- カ 機械、器具等備品の明細書（設備整備事業に限る。）
- キ その他知事が別に定める書類

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第8号）
- イ 事業実績書（様式第2号）
- ウ 経費所要額精算書（様式第3号）
- エ 収支決算書（様式第4号）
- オ 施設の配置図、平面図、立面図、工事仕様書及び工事費内訳書（施設整備事業に限る。）
- カ 機械、器具等備品の明細書（設備整備事業に限る。）
- キ その他知事が別に定める書類

- (2) 提出期限

補助事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受領した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部

請求書（様式第9号）

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 概算払の請求手続

提出書類 各1部

- ア 概算払請求書（様式第9号）
- イ 資金状況調（様式第5号）

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。）には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第10号による消費税仕入控除税額等報告書により、別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則（平成30年11月20日告示第781号）

この告示は、公示の日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則（令和元年7月1日告示第125の2号）

- 1 この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出される申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和元年11月15日告示第377号）

この告示は、公示の日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則（令和2年12月18日告示第825号）

この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則（令和3年3月26日告示第279号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のそれぞれの告示（第2号、第3号、第7号、第8号、第10号、第16号から第19号まで、第25号、第26号、第39号、第46号、第48号、第51号、第59号から第64号まで及び第67号から第69号までに掲げる告示を除く。）の規定及び様式は、令和3年度分の補助金から適用する。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 4 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和3年11月16日告示第848号）

この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則（令和4年11月11日告示第750号）

この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則（令和5年11月17日告示第672号）

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則（令和6年 月 日告示第 号）

この告示は、公示の日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表

		補助の対象		補助率 (額)	下限額
事業の 区分	補助対象経費	補助基準額			
施設整備 事業	産科医療施設 等として必要な 次の各部門の新 築、増築、改築 及び改修に要す る工事費又は工 事請負費 (1) 分娩室、病 室、入所室等 (2) 宿泊施設	<p>次に掲げる基準面積に基準単価を乗じた額</p> <p>基準面積</p> <p>(1) 分娩室、病室、入所室等 194㎡</p> <p>(2) 宿泊施設 室数×40㎡（ただし、2室を限度とする。）</p> <p>(注)</p> <p>1 過去に同一事業について補助を受け、 現に使用しているときは、基準面積から 当該補助の際の基準面積を差し引いた面 積を基準面積とする。</p> <p>2 建築面積が基準面積を下回るときは、 当該建築面積を基準面積とする。</p> <p>基準単価</p> <p>(1) 分娩室、病室、入所室等 鉄筋コンクリート造 264,400円 ブロック造 230,900円 木造 264,400円</p> <p>(2) 宿泊施設 鉄筋コンクリート造 294,800円 ブロック造 257,900円 木造 294,800円</p> <p>(注)</p> <p>1 上記基準単価は、新築、増築及び改築 事業における補助金算出の限度となる単 価であり、建築単価が基準単価を下回る ときは、当該建築単価を基準単価とす る。</p> <p>2 既存建物を買収する場合の買収費の単 価及び費用については、別途知事に協議 して承認を得た額とする。</p>		補助対象 経費の実支 出額と補助 基準額とを 比較してい ずれか少な い額と、総 事業費から 寄附金その 他の収入額 を控除した 額とを比較 していずれ か少ない額 に2分の1 を乗じて得 た額（算出 された額に 1,000円未 満の端数が 生じた場合 は、これを 切り捨てた 額）以内	1か所に つき1,000 千円
設備整備 事業	産科医療施設 等として必要な 医療機器購入費	1か所当たり17,035千円			1品につ き100千円